

# 「佐倉市立公民館施設の使用許可基準改正のお知らせ」

令和8年3月 中央公民館長

公民館は「社会教育法」に基づき設置された社会教育施設であるため、使用目的、内容によっては、公民館をご利用いただけない場合がございます。今回、その判断基準となる「佐倉市立公民館施設の使用許可基準」を改正し、公民館の利用条件を緩和しましたのでお知らせいたします。

## ★改正の主な内容（従来の基準との変更点）

- ① 団体利用に限定していた公民館の利用を、個人での利用も可能とします。
- ② 市内団体（市内料金）の対象を拡大します。  
※代表者およびメンバーの半数以上が「佐倉市内在住・在勤・在学者」の団体を、市内団体（市内料金）として扱います。
- ③ 私塾・文化教室の利用を認めます。  
※先生が生徒を集めて教室を開くなど、講師主導の習い事での利用が可能になります。
- ④ 入場料を徴収する催事の利用を認めます。  
※収益を主目的としない、有料イベントの開催が可能になります。

## ★留意事項・具体例

### ① 個人利用について

○個人利用ができるのは、文化・芸術活動、学習活動、自身の作品の展示に限ります。

※上記以外の活動及び複数名での利用はできません。（自身の作品展示の観覧者を除く）

※2名以上で使用する場合は、団体として利用登録をしてください。

○使用料は団体の使用料と同額です。佐倉市内に、在住・在勤・在学の方の使用料は市内料金になります。

○個人利用でも、利用者登録が必要です。

#### 【許可できる具体例】

・個人での楽器やダンスの練習、絵画や工芸作品等の制作や展示、DIY、自習など

#### 【許可できない具体例】

・個人で参加者を集める演奏会、発表会、講演会など

## ② 市内団体（市内料金）について

○これまで代表者及びメンバーの半数以上が「佐倉市内在住者」である団体としていた市内団体の要件を、「佐倉市内在住者・在勤者・在学者」に拡大しました。

### 【新たに市内団体となる例】

- ・代表者が市外在住者であるが佐倉市内に勤務し、かつメンバーのうち、市内在住・在勤・在学者の人数が半数を超える団体 → R8.4.1 から**市内団体（市内料金）**

## ③ 私塾・文化教室について

○私塾・文化教室で利用できるのは、佐倉市内の個人事業者です。

（佐倉市内の個人事業者とは、市内に在住する又は事務所等を市内に置き、かつ、市内を拠点とし、月謝、会費その他これらに類する費用を徴収して習い事などを行う事業者です。）

○広域展開する学習・習い事などの教室は個人事業者でも利用できません。

○使用料は2倍料金になります。

### 【許可できる具体例】

- ・個人で教えるピアノ・書道・ダンス・絵画・工芸・英会話などの教室及びその発表会・展示会

### 【許可できない具体例】

- ・企業・法人等による学習塾・カルチャースクール、学習・習い事等のフランチャイズ

## ④ 入場料を徴収する催事について

○利用できるのは、収益を主目的としない団体による有料イベントです。

（商行為は除きます。営利団体によるイベントは行えません。）

○有料イベントでの利用の際には、必ず予算書、決算書などの書類をご提出いただきます。

○収益が発生する催事の使用料は、2倍料金(市外団体は4倍料金)になります。

### 【許可できる具体例】

- ・NPO法人やサークル等が開催する収益を主たる目的としない催事

### 【許可できない具体例】

- ・営利団体が行うイベント
- ・コンサートや演劇などの興行

※「佐倉市立公民館施設の使用許可基準」はホームページで閲覧できます。ご不明な点がございましたら各公民館にお問い合わせください。